

## 2018年（平成30年）海外邦人援護統計の公表

1 本23日、外務省は、2018年（平成30年）海外邦人援護統計を外務省ホームページ及び海外安全ホームページに公表しました。この海外邦人援護統計は、2018年1月1日から12月31日までの間、我が国在外公館及び公益財団法人日本台湾交流協会が、海外において事故・災害、犯罪加害及び犯罪被害等で、何らかのトラブルに遭遇した邦人に対し行った援護事案の件数及び人数を暦年ベースでとりまとめたものです。

### 2 援護件数の多い在外公館

(1) 在外公館別の援護件数を見ると、前年に引き続き在タイ日本国大使館が全在外公館の中で最も多く、次いで在フィリピン日本国大使館、在ロサンゼルス日本国総領事館、在英国日本国大使館、在ホノルル日本国総領事館の順となっています。

(2) 北米地域に所在する在外公館においては、昨年と同様に「所在調査」が多数を占めており、また、欧州地域に所在する在外公館では、「窃盗被害」が突出して多く発生しています。他方、アジア地域に所在する在外公館については、在タイ日本国大使館や在フィリピン日本国大使館といった東南アジアに所在する在外公館においては、主に「傷病」や「困窮」、「窃盗」などを中心に援護案件が発生しているのに対し、中国に所在する在外公館は「公的な手続きに係る相談」、韓国に所在する公館は「遺失・拾得物」が主な内容となっているなど、在外公館が所在する国によって援護内容の傾向に違いがあります。

2018年（平成30年）海外邦人援護統計

[https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen\\_info/support.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/support.html)

内容についてのお問い合わせ先

外務省 領事局 海外邦人安全課 宮川邦人援護官（内線：2919番）

TEL：03-5501-8000